

政令第三四〇号

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条
第二号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部
を次のように改正する。

第一条第三号中「（輸入貨物に係るものに限る。）」を削る。

別表第三二二号及び第三三号中「（輸入貨物に係るものに限る。）」を削る。

附 則

この政令は、平成十四年十一月二十五日から施行する。